

平成25年度 奈良県相談支援従事者研修実施要領

1 目的

- ・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の取得、及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、相談支援に従事する者の資質の向上を図るため、相談支援従事者研修を実施する。

2 実施主体：奈良県

3 研修期間及び場所

- ・平成25年9月4日（水）から9月26日（木）までの間の5日間

開催日		場所
第1日目	9月4日（水）	奈良県産業会館 5階 大会議室 （大和高田市幸町2番33号）
第2日目	9月9日（月）	奈良県産業会館 5階 大会議室 （大和高田市幸町2番33号）
第3日目 【演習】	<1>9月11日（水）	奈良県庁 5階 第1会議室 （奈良市登大路町30）
	<2>9月17日（火）	エルトピア中和 1階 大会議室 （大和高田市西町1-60）
第4日目 【演習】	<1>9月19日（木）	エルトピア中和 1階 大会議室 （大和高田市西町1-60）
	<2>9月24日（火）	エルトピア奈良 3階 大会議室 A+B （奈良市西木辻町93-6）
第5日目	9月26日（木）	奈良県産業会館 5階 大会議室 （大和高田市幸町2番33号）

※演習（第3、4日目）については、人数調整のため、上記の<1>、<2>の日程のいずれか一方で受講いただきます。<1>、<2>のどちらで受講いただくかは、受講決定時に通知します。

4 研修日程及び研修内容：別紙日程表のとおり

5 研修対象者

区分	受講日	コース
①障害者の相談支援専門員として 従事しようとする方	全日程 <5日間>	A
②サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方	第1、2日目 <2日間>	B
③既に相談支援従事者研修は受講済で、再度研修の受講を希望される方	第1日目のみ	C
	第2日目のみ	D
	第3～5日目	E

※サービス管理責任者として従事する方は、本研修（Bコース）と「サービス管理責任者研修」（日程未定）の両方の受講が必要です。

※児童発達支援管理責任者として従事する方は、本研修（Bコース）と「児童発達支援管理責任者研修」（日程未定）の両方の受講が必要です。

- 6 研修定員：第1日目、2日目：各180名
第3日目、4日目、5日目：各140名

7 受講の申し込み

- 希望者は、別紙1「平成25年度奈良県相談支援従事者研修受講申込書」により**平成25年8月6日（火）までに、郵送又はFAXにて申し込む。（郵送の場合は当日の消印有効）（電子メールでの申込みは不可）**

- ただし、**以下に該当する方は、必ず郵送でお申込み**ください。

(1) 郵送で受講決定通知を希望する場合

- 受講決定通知のための**返信用の封筒（受講決定通知先の住所・法人、団体名が記載された80円切手貼付済みの封筒）を同封**してください。

(2) 別紙1「平成25年度奈良県相談支援従事者研修受講申込書」相談支援専門員としての配置予定に該当する場合

- 既存の県内指定相談支援事業所における体制の維持・充実、並びに新規の県内指定相談支援事業所の開設促進等を図る観点から、今年度は、**相談支援専門員として配置が予定されている方を優先的に受講決定**することとします。
- 受講申込書に新たに**＜相談支援専門員としての配置予定＞欄**を設けていますので、**平成26年6月末までに具体的な配置の予定がある場合は、当該欄に必要事項を記載**してください。
- 配置が予定されている事業所を運営する法人の代表者の署名・押印は必須**です。**法人の代表者は、申込者の実務経験等を踏まえ、具体的な配置予定があるかどうかを確認の上、署名・押印**願います。
- なお、**実際に相談支援専門員として配置されたかどうか、実績を確認し、その結果を翌年度の受講決定に反映**しますので、予めご了承ください。

【申込みにあたっての注意事項】

- 必ず、別紙2「(参考)相談支援専門員及びサービス管理責任者の要件について」をご確認のうえ、受講申込書に必要なコースを記入して下さい。
- 同一法人及び団体から複数名の申し込みをする場合は、**申込者ごとに受講申込書を作成**して下さい。（その際、**必ず優先順位を付与**して下さい。）

例：2人申込みをされる場合

→ 申込書を2枚使用の上、優先順位1、2を必ず記入して下さい。）

申込先

奈良県健康福祉部 障害福祉課 自立支援係

住 所： 〒630-8501 奈良市登大路町30

(電話： 0742-27-8513)

8 受講者の決定

- 相談支援専門員としての配置予定、受講申込書記載の優先順位、従事する業務の内容、実務年数、地域バランス等を勘案して受講の決定をします。（8月中旬から、受講決定通知を送付します。）

申込多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

9 修了証書等

- ・ 5の①の対象となる方は、研修の全課程（5日間）を修了した場合、修了証書を交付します。
- ・ 5の②の対象となる方は、研修の全課程（2日間）を修了した場合、受講証明書を交付します。
- ・ ③の対象の方には、修了証書等は交付しません。
- ・ 県及び市町村職員については、原則修了書等は交付しません。（修了者名簿への記載のみ）
※修了証書を必要とする特別な事情がある場合は、その旨を書面にてご提出ください。（様式自由）

10 受講料：無料